

議案第 50 号

丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について
丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したい。
令和 6 年 3 月 5 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会規則第 号

丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 17 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 略 (休業日) 第 5 条 施行令第 29 条の規定による休業日は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 冬季休業日(12 月 25 日から翌年 1 月 <u>7 日</u> までの日をいう。) (6)・(7) 略 2・3 略	目次 略 (休業日) 第 5 条 施行令第 29 条の規定による休業日は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 冬季休業日(12 月 25 日から翌年 1 月 <u>6 日</u> までの日をいう。) (6)・(7) 略 2・3 略

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。